特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○当システムにアクセスする際は、予め利用者を登録して個人毎のID、パスワードによる利用者の制限、IPアドレスによる利用可能端末の制限を行っている。 ○アクセスや操作の状況は、当システムで記録を行っている。

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和5年11月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収に関する事務 (1) 生活保護の申請があった場合、その内容をシステムにおいて登録・管理する。 (2) 保護の決定のため必要な収入・資産等の状況把握にあたっては、システムから照会文書を出力し、保険会社、金融機関、年金事務所等の各種機関へ照会を行う。 (3) 照会に対する各種機関からの回答の内容をシステムにおいて登録・管理する。 (4) 保護開始以降は、システムにて保護受給世帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 (5) 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事務に関する支出内容を登録する。 (6) 就労開始により保護廃止となった世帯に対して就労自立支援給付金を支給する場合は、システムにおいてその金額を算定し、支給決定を行う。 (7) 医療機関受診、介護保険利用状況もシステムにおいて登録・管理を行い、調書決裁のうえ、必要な医療券及び介護券を当該医療機関・介護機関へ発行する。 (8) 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。 2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における人確認事務を行う。 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における人確認事務を行う。
③システムの名称	青森県生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファ	マイル名

生活保護受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条 (独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部 を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①素特法第19条第8号 別表第二 - 情報照会の根拠 26の項 - 情報照会の根拠 26の項 - 情報照会の根拠 26の項 - 情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、64の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、10の項、118の項、118の項、118の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 - 事務 第19条 - 情報 第68条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号へ、第11条第1号二、同条第 2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ス、同条第2号子、同条第4号へ、第9条第2号、第6号系列、11号、原条第6号子、同条第8号ス、第13条第3号イ、第14条、同条第17号、同条第1号、第19条第1号ス、同条第2号、条第9号及び11号、第28条第17号、同条第17号、同条第18号、26条第19号及び11号、第28条第17号、同条第18号、同条第18号、第28条第1号、所编第18号、同条第18号、高条第18号、高条第1号、第28条第1号、同条第18号、第28条第1号、第28条第1号、同条第18号、第28条第1号、同条第18号、第28条第1号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、同条第18号、有18条第18号、同条第18号、同条第18号、有18条第18号、有18条第18号、有18条第18号、有18条第18号、有18条第18号、有18条第18号、同条第38号、同条第18号、10条第18号、10条第18号、10条第41号イ、同条第38号、10条第38号、同条第18号、10条第38号、同条第18号、10号、10条第18号、10条第18号、10条第18号、10号、10条第18号、10号、10条第18号、10号、10条第18号、10号、10条第18号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10
・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、118の項、116の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号へ、第11条第1号二、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号ス、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ス、第13条第3号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号ス、同条第2号から6号、第20条第9号及び11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号口、同条第22号、第21条第2号小、6月条第16号分及び11号、同条第16号の公前1号、第22条第2号外。6号、第26条第1号及び11号、同条第13号から15号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第8号、同条第16号元、同条第18号小的6号、第47条第12号イ、第28条第1号八、同条第2号小的6号、同条第1号、第28条第1号八、同条第2号小、61条第2号小、61条第2号小、61条第2号小、61条第2号小、61号、第28条第1号、同条第1号小、同条第1号小、同条第2号分。6号、第47条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第16号イ、同条第2号号、61条第1号子、同条第16号イ、同条第16号イ、同条第2号子、同条第3号子、同条第36号イ、同条第36号イ、同条第38条イ、同条第39号イ、同条第40号イ、同条第34号イ、同条第16号、同条第16号、同条第3号,(同条第6号、同条第6号、同条第7号)、、同条第6号,(同条第6号、有一条第8年),(同条第6号、有一条第8年)),(同条第2号))、(同条第2号))、(同条第16号、(同条第2号))(同条第16号、(同条第2号)))(四条第2号)))(四条第2号)))(四条第2号)))(四条第2号))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条)))(四条第19条)))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条)))(四条第19条))(四条第19条))(四条第19条))(四条第19条)))(四条第19条)))(四条第19条)(回条第19条)(回条第19

5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	青森県健康福祉部健康福祉政策課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
請求先	東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 西北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 上北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	青森県健康福祉部健康福祉政策課 保護・援護グループ 030-8570 青森市長島一丁目一番一号 電話 017-734-9278				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の)種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] [は、それぞれ重	点項目評	1) 基 2) 基 3) 基	択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び 価書において、リスク	
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネット	・ワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]	1) 特 2) 十	択肢> キに力を入れている -分である キ題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	-分である]	1) 特 2) 十	択肢> トに力を入れている -分である 果題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	-分である]	1) 特 2) 十	択肢> 打に力を入れている -分である 果題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+	-分である]	1) 特 2) 十	択肢> タに力を入れている ー分である キ題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。	.) [0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特 2) 十	択肢> 持に力を入れている -分である 眼題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[]接続しな	い(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]	1) 特 2) 十 3) 謂	択肢> 特に力を入れている -分である <u>!題が残されている</u>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	-分である]	1) 特 2) 	択肢> 作力を入れている -分である <u> 題が残されている</u>	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+	-分である]	1) 特 2) 十	択肢> 特に力を入れている -分である <u>!題が残されている</u>	
8. 監査						
実施の有無	[]自己	点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分	に行っている]	1) 特	択肢> に力を入れて行って -分に行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 5②所属長	健康福祉政策課長 菊地公英	健康福祉政策課長 久保敏隆	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	I 5②所属長	健康福祉政策課長 久保敏隆	健康福祉政策課長 神登喜彦	事後	定期見直しによる修正
平成29年10月19日	I 3 法令上の根拠	(末尾に追加)	(独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項	事後	独自利用事務に係る条例改正に伴う修正
平成29年10月19日	I 4②法令上の根拠	(末尾に追加)	(独自利用事務) ○番号法第19条第8号 ○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項(情報連携は平成30年3月以降)	事後	独自利用事務に係る条例改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別 表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(別表第一省令)第15条第1号、第2 号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の15の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条	事後	主務省令の改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26 の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の 項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の 項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の 項、108の項、116の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定 める命令 ・事務 第19条第1号から第5号まで	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条	事後	法改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号イ、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号号、同条第5号、同条第1号、同条第2号から第5号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第1号、第39条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号イ、同条第2号イ、同条第2号イ、同条第2号イ、同条第6号イ、同条第1号イ、同条第2号イ、同条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号	・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号 二、同条第3号口、同条第4号二、第11条第1号 以、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号 以、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第6号ト、 同条第8号ヌ、第14条3号イ、第17条第1号、第 19条第1号ヌ、同条第2号から6号、第20条第4 号から7号まで、同条第9号口、同条第10号 第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、第 7号から9号まで、第22条第2号から6号まで、 同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第 7号から9号まで、第22条第2号から5号、第 7号から9号まで、第28条第1号、第35条第1号、第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号 まで、同条第7号から9号まで、第35条第1号 よで、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1 号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号 から6号まで、第47条第2号イ、同条第6号イ、同条第15号イ、同条第11号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第16条イ、同条第17号イ、同条第15号イ、同条第16条イ、同条第17号イ、同条第15号、第59条の3第1号、第10号ハ、同条第2号、第59条の3第1号、1号、以、同条第2号がら5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ、同条第2号の3第1号、第55条第1号、同条第2号の3第1号、第55条第1号、同条第2号の3第1号、第55条第1号、1、同条第2号の3第1号、1、同条第2号、第59条の3第1号、1、同条第2号イ、同条第2号、第59条の3第1号、1、同条第2号イ	事後	法改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 5②所属長の役職名	_	課長	 事後	様式変更に伴う修正
平成30年11月6日	Ⅱ1 対象人数(計数の時点)	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	 事後	
平成30年11月6日	Ⅱ2 取扱者人数(計数の時 点)	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅲ1 対象人数(計数の時点)	平成30年6月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ2 取扱者人数(計数の時 点)	平成30年6月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	W リスク管理	なし	新規項目	事後	基礎項目評価書の様式変更 に伴う修正
令和2年9月29日	I 1②事務の概要	(末尾に追加)	8 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。	事後	法改正に伴う修正
令和2年9月29日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の 項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の 項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の 項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の 項、106の項、108の項、116の項、119の項	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の 項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の 項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の 項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の 項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月29日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	〇番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号 二、同条第3号口、同条第4号二、第11条第6号、第12条第4号イ、第12条第1号 二、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第1号、第10条第1号号、第14条3号へ、第17条第1号、第19条第1号号、第10条第1号号、第20条第10号号、第20条第10号号、第20条第10号号、第20条第10号号、第20条第10号号、第20条第1号号、第20条第2号から6号表第1号号、第20条第2号的各第2号。第20号第1号号、第20号第1号号、第20号第1号号、第20号第1号号、第30号第1号号、第30号第1号号、第30号第1号号、第30号第1号号、第30号等第1号号、第30号等第1号号、第10号子、同条第11号号、同条第11号号、同条第11号号、同条第11号号、同条第11号号、同条第11号号、同条第11号号、第	〇番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号 二、同条第3号口口、高月条第3号以、第11条条第11号 一、同条第2号チイ、第9条第11号 一、同条第2号チイ、第11条条第11号 一、同条第2号号、第11号、第11号、第11号、第11号、第11号、第11号、第11号、	事後	法改正に伴う修正
令和2年9月29日	Ⅱ1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	再評価時の見直しによる変更
令和2年9月29日	Ⅱ1 対象人数(計数の時点)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	再評価時の見直しによる変更
令和2年9月29日	 IV8. 監査 実施の有無	なし	[〇]外部監査	事後	再評価時の見直しによる変更
令和3年9月8日	I 4②法令上の根拠	・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の 項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の 項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の 項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の 項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の 項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の 項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月8日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	〇番号法第19条第8号	〇番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月8日	Ⅳ8. 監査 実施の有無	[〇]外部監査	なし	事後	外部監査対象の変更
令和5年8月21日	Ⅰ1②事務の概要	護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学 準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収 に関する事務 1 生活保護の申請があった場合、その内容を システムにおいて登録・管理する。 2 保護の決定のため必要な収入・資産等の状 況把握にあたっては、システムから照会文書を 出力し、保険会社、金融機関、年金事務所等の 各種機関へ照会を行う。 3 照会に対する各種機関からの回答の内容を システムにおいて登録・管理する。 4 保護開始以降は、システムにて保護受給世 帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費 の計算を行う。 5 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事 務に関する支出内容を登録する。 6 就労開始により保護廃止となった世帯に対 して就労自立支援給付金を支給する場合は、定 ステムにおいてその金額を算定し、支給決定を 行う。 7 医療機関受診、介護保険利用状況もシステ	学準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収に関する事務 (1) 生活保護の申請があった場合、その内容をシステムにおいて登録・管理する。 (2) 保護の決定のため必要な収入・資産等の状況把握にあたっては、システムから照会文書を出力し、保険会社、金融機関、年金事務所等の各種機関へ照会を行う。 (3) 照会に対する各種機関からの回答の内容をシステムにおいて登録・管理する。 (4) 保護開始以降は、システムにて保護受給世帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 (5) 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事務に関する支出内容を登録する。 (6) 就労開始により保護廃止となった世帯に対して就労自立支援給付金を支給する場合は、システムにおいてその金額を算定し、支給決定を行う。 (7) 医療機関受診、介護保険利用状況もシステムにおいて登録・管理を行い、調書決裁のうえ、必要な医療券及び介護券を当該医療機関・発行する。	事前	事務追加に伴う整理

2 歴史は日本のオンタイン製作品が上面する。	令和5年8月21日	(前項の続き)	(末尾に追加)	務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における期間別符号の取得等を行う。	事前	法改正に伴う修正
11(②システムの名称		I 1③システムの名称	青森県生活保護電算システム	表本目 上 汗 促 雑 雪笛 シフテ ル な 今 宛 タ シフ		
中部(19年前です) 別求第一年 (19年前年 19年前年 19年前日 19年前日日 19年前日日 19年前日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	令和5年8月21日			テム、中間サーバー、医療保険者等向け中間	事前	法改正に伴う修正
○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・			・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の 項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の 項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の 項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の 106の項、108の項、116の項	・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20 の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の 項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の 項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の 項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の 項、106の項、108の項、113の項、116の項、120	事後	法改正に伴う修正
令和5年8月21日 II 1対象人数(係数の時点) 令和2年5月31日時点 令和5年3月31日時点 事後 時点修正 令和5年8月21日 点) 「日本記事の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	令和5年8月21日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	める命令・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号 二、同条第3号口、同条第4号二、第11条第1号 三、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号 ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同上第4号 リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第1号 ヌ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号 ヌ、第2号から6号、第20条第4号から5号 ヌ、び7号から8号、同条第5号及び6号、同 条第8号から10号、第22条第2号から6号、第21条第1号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、第28条第1号、第23条第1号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号口、第26条の4第1号、第24条第1号、第25条第8号口、第35条第1号、第35条第1号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、第36号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号イ、同条第15号、第55条第1号、10号イ、同条第15号、第55条第1号、10号、10号、第55条第1号、10号、第55条第1号、10号、第55条第1号、10号、第55号、第55条第1号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、10号、1	める命令・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号 ホ、同条第3号口、同条第4号へ、第11条第1号 ス、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号 ヌ、同条第2号子、同条第3号ハ、同上第4号 リ、同条第6号子、同条第8号ヌ、第13条第3号 イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号 ヌ、同条第2号から6号、第20条第9号及び11 号、原条第2号から6号、第20条第9号及び11号、同条第14号、第21条第2号ハ、同条第17号、同条第10号及び11号、同条第13号から15号、第22条第2号を第2号を第2号を第2号を第2号を第1号、第25条第10号を第2号を第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号、第38条第1号、第38条第1号、第38条第1号、第38条第1号、第35条第1号、第35条第1号、第44号イ、同条第36号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同局条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号イ、同条第31号、第55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号、前55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号、第55条第1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1号,1	事後	法改正に伴う修正
〒和5年8月21日 点) 「市和2年5月31日時点 市和5年4月1日時点 事後 時点修正 「「1季年1月1日時点 177.4特定個人情報ファイルの「「○]季年1か」) 「1季年1か」)	令和5年8月21日	Ⅱ 1対象人数(係数の時点)			事後	時点修正
N 4 特定個人情報ファイルの	令和5年8月21日		令和2年5月31日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
^{令和5年8月21日} 取扱いの委託					事前	法改正に伴う修正
2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における期間別符号の取得等を行う。 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う。	令和5年11月30日	I 1②事務の概要 2 医療扶助のオンライン資	2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における期間別符号の取得等を行う。	務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務を行う。 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における	事前	事務追加に伴う整理
						<u> </u>